



令和 8 年第 3 回定例会 一般質問

改進黨 堀越 賢二

竹原市が保有する土地・建物の管理について質問いたします。

竹原市には「財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例」と「竹原市公有財産管理規則」があります。また、地方自治法第 237 条 2 項は、地方公共団体の財産を、適正な対価なくして貸し付ける場合には、条例または議会の議決などの根拠を求めています。

竹原市が市有地を無償で貸し付けている例では、竹原流通センター株式会社や仁賀地区において移住・定住促進のため 25 年間無償貸し付けしたのちに無償譲与する制度などがあり、議案として上程され議会により原案可決されています。竹原市の施策をしっかりと推進していくための市有地の有効活用や無償貸付制度は、積極的に取り組むべきことだと理解しています。

限られた竹原市の財産を有効活用するため、現在貸し付けている土地・建物の状況を把握する必要があるのではないかと思います。

そこで質問いたします。

- 1、現在、竹原市が保有する土地のうち、無償貸し付けされている土地は何件ありますか。
- 2、その総面積はいくらになりますか。
- 3、貸付期間に決まりはありますか
- 4、貸付期間中、適切に管理されているか現地確認などはされていますか
- 5、貸付期間満了に伴う更新手続きはどのようにされていますか
- 6、あらためて、有償ではなく無償貸し付けの詳細な理由を教えてください。

次に、命を守る一次救命処置の啓発と対策について質問いたします

竹原市内の公共施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）は、運用上や保安関係上の理由だと思いますが屋内に設置されていると思います。

施設が開いている時は、必要に応じ速やかに使用されることが想定されますが、閉館時などは施錠されているため、鍵の管理者を確認し鍵を借りに行き、そして現場に持ち込み使用するという流れになると思います。

鍵の管理者を確認し鍵を借りに行くという行動は、1分1秒を争う一次救命処置においては致命的な時間的ロスとなります。

日本AED財団も本年に、「AEDを『置いてある』から『使える』へ」という考え方を示しており、常に使える状況にあることが重要だと思います。

119番通報から救急車到着までは平均10分程度で、AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに救命率が約7%～10%低下するといわれています。

そこで質問いたします。

- 1、竹原市が保有・管理するAEDは何台ありますか
- 2、主に、どのような施設に設置されていますか
- 3、それら公共施設の開館時間はどのようになっていますか
- 4、土日・祝日・夜間に使用できるAEDはありますか
- 5、それら施設で屋外設置されているものはありますか
- 6、AEDの設置場所は市民に十分周知されていますか
- 7、AEDを適切に使用するために普通救命講習を受講することが大切だと

思います。全体の奉仕者である職員が受講することが望ましいと考えます

が現在はどうのような状況かお聞きします。

以上で、壇上での一般質問を終わります。